

ているが、これらは決して矛盾するものではない。

上記二つの分析結果は、集計レベルでは過剰となっている農地あるいは転作田が、賃貸借の推進なり地域内複合の確立なりによっていかに有効に活用されるかが今後の和牛飼養の展開にとって極めて重要なことを示唆するものであると考えられる。

第 1402 回 (9 月 20 日)

耕作制度と農業の集積問題

北 園 正 伸

「流通における社会的正義」の世論が国の内外を通じて高まるにつれて、生産力の強化はわが国農業にとっても、自らの存続をかけて解決されねばならぬ緊急課題となってきた。これについての政府の政策対応は、基本法農政における構造改善問題として知られる。

生産力の強化は、一般に機械論的思考のもとで、資源(生産要素)の能率的利用として理解されることが多い。例えば、関数的方法では生産力は資源投入量の生産物産出量に対する変換能率として捉えられ、この能率増進が生産力の強化とみなされる。この際、生産力は生産における与件的な技術的關係、ないしは生産活動についての構造的制約として認識されている(構造パラメータ)。

生産力は社会的・歴史時間的に強化の方向に変化する。つまり発展する(技術進歩)。この発展は、振り返っての観察では近代科学の開発に負うところが大きい。生産力の積極的な強化を望む現代では、むしろこれらの研究開発を刺激し、社会的に蓄積されている科学的知識や発明を自らの生産経営(企業)に導入して、社会的に生産力を実現していく企業者の実践活動(技術革新)に、より大きく関心が集まるようになってきた。

企業者は自らの企業損失を防ぎ利潤(経営純収益)を大きくするために革新を行なう。この意味では、生産力の発展は経済から独立

ではあり得ない(技術進歩の内生化)。組織(構造)改善は人々が創造活動で許される唯一の手段であり、どのような革新でも、分化した賦存資源を要素に、新しい結合や統合による組織物としてあらわれる(新結合)。この際、近代化した生産組織部分で、組織規模と生産力の間に、大規模生産ないしは集積(生産集中)の利益(規模の経済)と呼ばれる関係が経験則として確認されるようになった。

規模の経済は、産業経済の発展に伴う産業経済組織にも個々の生産経営組織にも同じく見られるものとして、マーシャルは前者を外部経済、後者を内部経済と呼び、これらの問題研究の端緒を開いた。また別の視点では、構造物は結合様式の違いから積(同種結合物)と和(異種結合物)が区別でき、それぞれ独特な機能の発現と結びつくことも知られている。集積形態に関する研究は地域経済分野でも進み、企業内部での大規模経済、地域集中の経済、都市化経済などの類型化が試みられている。企業内部での大規模経済は、わが国農業では十分に発達していると見難い。

集積がどんな形態で表れるかは、部分的には産業経済の発展水準により、さらには産業経済の組織体制にも影響されるであろう。組織体制は資源利用に関する管理・権利相統等の制度(法律・慣行)に表れている生産の社会的関係に規制され、経営や産業の組織体制ばかりでなく国民的性格にまで根深く影響する。そしてその根源は、国々によって必ずしも同じではない歴史伝統的な耕作制度によるもの見方が多い。

耕作制度はその地域に一般的な地代の形態に鋭く反映していることを前提すれば、労働地代制の伝統の上に発展した欧米諸国と、ライアット(アジア的小農)地代制を伝統の基底に持つわが国の場合では、同じく近代に向かっての発展様式にも自ずから区別できる部分があり、これらが集積形態に及ぼす影響は

決して無視できないものとする。

第 1403 回 (9 月 27 日)

土地利用計画について——都市 の土地利用からの農村の土地利用 まで——

合 田 素 行

土地利用計画を、法律に基づく規制を伴うものと考え、土地利用計画という分野は農業サイドでは比較的新しい分野に属する。この分野での先輩にあたる都市計画の分野でも新しい都市を作るといういわゆる近代化・都市化の中で、とりあえずは規制を必ずしも伴わない形で、土地利用計画の技法が蓄積されてきた。そしてそれと並行して、規制の体系も形を整えてきた。土地利用計画のこの 2 つの側面を建設的・目標設定的土地利用計画、禁止的・規制的土地利用計画と呼ぶことができる。農業サイドでも同じことが見られないわけではない。例えば土地利用分級という技術的な土地利用計画の技法が見られる一方で、農地の都市的利用への転用をどのように禁止したり規制するかという問題もこの 20 年間の大きな課題であったからである。しかし、この問題に妥当な解決は見られなかった。土地利用計画に基づく法的な規制という考え方が都市計画のサイドより遅れて議論され、適用を検討されたからだということにその理由の一端はある。今後は農業サイドでも土地利用計画の位置づけが十分に検討されるという筋書きが有るべきだが、本報告はこうした認識を前提に、禁止的・規制的土地利用計画が効果を発揮するための前提条件を、アメリカにおける土地利用規制の発生時点に求め、そうした筋書きを描くための留意点を指摘しておきたいという意図を持つものである。

アメリカにおいて土地は人々の社会的な活動の基本的な条件となるものであり、自由な規制されない活動が保証されるための必須の条件として、土地の自由な使用、収益、処分

の権利が与えられる必要があった。しかし、様々な人種を飲み込むアメリカの都市化の進展は、19 世紀の末には実質的には社会的な権益を保護する土地利用規制を生み出すことになる。それは人々の自由な社会的活動に一定の制約をもたらすものであったが、逆に保護された権益を保持する人々にとってはよりよい居住条件と活動条件を保証するものであった。こうしたことが可能であったのは、一つにはアメリカ社会がいわば多様な社会であり、それゆえに地域社会においては自らが自らのコントロール（規制）をかなりな程度必要とするということがあった。しかもその規制が地域社会の固有の価値にとどまらず、土地利用規制の場合には、財産価値という普遍的な価値を維持、保全していくことに効果があるとすれば、そのコントロールが承認され、積極的に受け入れられることになるのは自然であった。財産価値は近代社会にふさわしい実質的な価値であり、それがアメリカの土地利用規制を大きく発展させた要因となった。

翻ってわが国の場合、土地利用規制はそうした明確な実質的な価値をもたらさない。ただ市街化区域は例外的である。地価の上昇をもたらすからである。しかしこの場合その価値は地域社会に根ざした物ではなく、そのまま直ちに普遍的な金額に換算される地価であったから、土地利用規制が本来持っているはずの地域的な土地の利用の体系とは無関係にそのコントロールが採用されることになる。わが国の農地に関わる土地利用計画、規制はそうした背景の中で、個別具体的な課題に対応した個別的な解決の方策を積み重ねていく道しか当面は見あたらないように見える。